



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年5月12日（火） 第10396号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（デジタルトランスフォーメーション課）	2
告 示	
○公金事務の委託（住宅政策課）	3
落 札	
○落札者等の決定（市町村課）	3

■ 規 則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十七号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則(平成二十七年群馬県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第六百六十七条の環境性能割」を「第六百六十四条の自動車税」に改め、同項第三号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称 前橋市紅雲町一丁目7-12 群馬県住宅供給公社
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 群馬県県営住宅管理条例（昭和35年群馬県条例第32号）第24条及び第27条の2に規定する県営住宅の家賃及び共益費
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和7年4月1日
- 4 法第243条の2第1項の規定による委託をした日 令和8年4月1日
- 5 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年5月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部市町村課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 52,020,344円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当